事業計画（案）の検討状況　［概要］

資料３

R8.11.11(水)上田長野地域水道事業広域化協議会

分　類		項　目	事業開始時	事業開始以降
３　業務運営	3.2 窓口	窓口の配置	お客様窓口･指定工事事業者窓口ともに現状を維持する	５年を目途に整理する
		ＤＸ推進による対応	Ｗｅｂ申請の充実やＤＸの推進によりサービス向上･窓口の効率化を目指す	
	3.3 営業業務	受付業務(開閉栓など)	電話やＷｅｂ申請など受付方法を統一する	
		収納方法	統一した収納ルール･方法を構築する	
		決済方法	全域で口座振替のＷｅｂ申込サービスやキャッシュレス決済の導入を検討する	
	3.4 給水装置業務	給水装置工事	旧事業体の基準を踏襲する	５年を目途に基準を設ける
	3.5 運転･管理業務	主要浄水場の監視体制	旧事業体の監視体制を維持する	上･下流の各エリアに拠点を集約し本部にバックアップ体制を構築
		広域監視	―	５年を目途にシステムを構築する
		慣行水利権	円滑な承継にあたり、地域の実情に応じた対応を行う	
		管路施設の維持管理	旧事業体の管理体制を維持する	外部委託の導入や組織体制の見直しを行う
		運転管理の委託	旧事業体の体制を維持する	浄水場の業務委託の更新時期を目途に一括での委託を目指す
		遠隔地の施設巡視	―	ＤＸ技術を活用し効率化する
		水質検査体制	効率的で持続可能な体制により官民双方の人材育成や技術力の維持･向上を図る	
		水質検査業務	緊急時での事業者との連携なども考慮し、業務委託を維持する	

事業計画（案）の検討状況　［概要］



分　類		項　目	事業開始時	事業開始以降
3　業務運営	3.7 システム整備	システム基盤	強固なセキュリティや安定した通信環境など最適な基盤を構築する	―
		個別業務システム	コスト縮減･利便性向上などのため、システムごとに適切な時期に統合する	
6　財政運営計画	6.1 財政運営	経営基盤の強化	地域全体で施設の規模や業務を効率化しながら、効果の高い事業に優先投資を行い、持続可能で強固な経営基盤を確立する	
		中長期的な財政収支見通しと財政負担平準化	中長期の財政収支を試算して世代間負担の公平性を確保し、安定した資金繰りと実質的な収支均衡を維持する	
		会計処理基準	勘定科目体系、減価償却方法などの会計処理基準を統一する	―
		資産･負債	企業団が一括して承継し、団体間の格差は広域化による効率化･投資の最適化を通じて解消する	
		財政支援制度の活用･安定的な資金調達	国の支援制度･公営企業債の活用および地域経済への貢献などから地元金融機関と協調して資金を調達する	
	6.2 水道料金	料金算定	―	総括原価方式で将来の施設更新需要を見据えて算定する
		料金改定	―	一定期間ごとに改定する
		料金統一	旧事業体の料金体系を維持する	受益と負担の公平性を確立するため、計画的･段階的に統一する
		料金体系の標準化	―	利用者にわかりやすい体系への再編･統合を検討する
	6.3 加入金、手数料など	給水装置工事に伴う加入金	旧事業体の加入金額を維持する	統一時期は水道料金に合わせる
		各種手数料	設計審査･完成検査などに係る経費を踏まえて統一する	―
	6.4 一般会計繰出金	国庫補助事業に伴う財源措置	事業費のうち、企業団負担分は構成団体の一般会計出資金などを充当する	
		出資金などの公正な負担方法の設定	構成団体間で合意されたルールにより負担する	
		財政支援に係る協議・調整	一般会計からの操出金などの予算措置は構成団体と十分な協議･合意を図る	

事業計画（案）の検討文案



検討（案）

３ 業務運営

3.2 窓口

（1）窓口の配置

給水契約受付や水道料金などの納付を行う**お客様窓口**および**指定工事事業者窓口**は、構成団体が**現在設置している窓口を維持**するが、**事業開始後５年を目途**に、サービスの維持・向上に配慮しながら**利用状況に応じて窓口を適切に配置**する。

【基本計画（1.1総務・経理・営業関係）】
（4）事業開始当初は、料金収納や各種届出について事業統合前の各受付窓口を継続しサービスの向上に努める。

（2）ＤＸ推進による対応

口座振替などのＷｅｂ申請を充実させ、専用アプリによる使用水量履歴の確認や迅速な災害・断水情報の提供など、ＤＸの推進による**サービスの向上や窓口の効率化が図れるよう検討**する。

【基本計画（1.1総務・経理・営業関係）】
（7）持続可能な事業経営やＳＤＧｓ達成のため、ＤＸやＧＸ等の積極的な推進及びＡＩの活用や水道事業に関する設備・機器情報や取扱うデータについて、横断的かつ柔軟に利活用する仕組みを検討する。

（3）指定工事事業者窓口

給水装置工事および**排水設備工事の申請書など**は、施工箇所に関わらず**全ての指定工事事業者窓口での受領を可能とし**、指定工事事業者の利便性の向上を図る。

【基本計画（1.1総務・経理・営業関係）】
（4）事業開始当初は、料金収納や各種届出について事業統合前の各受付窓口を継続しサービスの向上に努める。

事業計画（案）の検討文案



検討（案）

3.3 営業業務

(1) 受付、検針、調定、減免

ア 開閉栓などの受付は、当面**旧事業体の体制を継続**するが、電話やＷｅｂ申請など、**事業開始時から受付方法の統一を図る**。

イ 検針は、**事業開始時から２か月に１回のサイクルを基本としたメーター検針を実施**する。加えて、将来的な検針員不足を見据え、一部地域への先行的なスマートメーター導入について検討するとともに、検針業務の効率化およびサービスの向上を目的として、全域的に導入が可能か研究を行う。

ウ 調定は、**事業開始時は旧事業体のスケジュールを継続**するが、**料金統一時を目途に一元化**する。

エ **漏水にかかる減免**は、旧事業体の基準を勘案しながら**事業開始時に統一**する。

【基本計画（1.1総務・経理・営業関係）】
（4）事業開始当初は、料金収納や各種届出について事業統合前の各受付窓口を継続しサービスの向上に努める。
（7）持続可能な事業運営やＳＤＧｓの達成のため、ＤＸやＧＸ等の積極的な推進及びＡＩの活用や水道事業に関する設備・機器情報や取扱うデータについて、横断的かつ柔軟に利活用する仕組みを検討する。
（1.5官民連携）
（1）水道施設の維持管理や検針・料金徴収業務など業務の一部について、民間に委託することにより技術や知識の活用と業務の効率化を図る。

(2) 水道料金の収納

ア 収納は、**事業開始までに統一したルールおよび収納方法を構築**する。

イ 口座振替のＷｅｂ申込サービスや**キャッシュレス決済の全域的な導入を検討**する。

ウ 口座振替による収納フローは、金融機関と綿密な調整を行い、事業開始までに円滑に移行する。

【基本計画（1.1総務・経理・営業関係）】
（5）料金や手数料等の納付における利便性向上のため、多様な収納方法を検討する。
（1.5官民連携）
（1）水道施設の維持管理や検針・料金徴収業務など業務の一部について、民間に委託することにより技術や知識の活用と業務の効率化を図る。

事業計画（案）の検討文案



検討（案）

3.4 給水装置業務

(1) 給水装置工事

給水装置工事の施工は、**旧事業体の基準を踏襲**するが、**事業開始後５年を目途**として企業団としての**施工基準を設ける**。

【基本計画（1.2運転・管理関係）】
(1) 水道施設の維持管理や漏水修繕、給水施設の審査及び検査等の業務は、水道事業体ごとに基準や手法が異なるため、事業開始当初は各水道事業体の管轄範囲において実施し、日常業務の効率化を図るための業務体制を整備する。

3.5 運転・管理業務

(1) 監視体制

ア 主要浄水場に係る監視は、**旧事業体の体制を維持**しつつ、将来的な職員の減少も見据え、**上流エリア１拠点**（染屋浄水場または諏訪形浄水場）および**下流エリア１拠点**（犀川浄水場）**に集約**するとともに、本部に災害などに備えたバックアップ体制を構築する。

イ **広域監視は事業統合後５年を目途**に、中央監視制御設備などの更新に合わせて**システムを構築**する。

【基本計画（1.2運転・管理関係）】
(1) 水道施設の維持管理や漏水修繕、給水施設の審査及び検査等の業務は、水道事業体ごとに基準や手法が異なるため、事業開始当初は各水道事業体の管轄範囲において実施し、日常業務の効率化を図るための業務体制を整備する。
(2) 基幹浄水場等に集中監視体制を構築し、運転管理の効率化と監視体制の強化を図る。
(3) 水質管理業務については、適切かつ迅速な検査を実現するため主要な浄水場ごとの系統的な管理ができる体制とする。

(2) 水利権

慣行水利権の**円滑な承継にあたり、地域の実情に応じた対応を行い**、安定的な水源確保を図る。

【基本計画（5.2第三者との協定等）】
水道水源等に関する第三者との協定について、構成団体は企業団への円滑な承継が可能となるよう地域の実情に応じた対応を検討する。

事業計画（案）の検討文案

検討（案）

3.5 運転・管理業務

(3) 施設の保全業務

ア **浄水・配水施設**の運転管理・保全業務は、**上流・下流の２か所で実施**するなど将来的に**最適な拠点を選定**する。

イ **管路施設**の維持管理・保全業務は、当面は**旧事業体の体制を維持**しつつ、業務の効率化と施設の適正管理の両立のため、**外部委託の導入や組織体制の見直し**などを行う。

ウ **運転管理委託**を実施している犀川浄水場および諏訪形浄水場などは、事業開始後、**業務委託の更新時期を目途に一括での委託**を目指す。

エ **遠隔地の**ポンプ場や配水池などの**施設巡視**は、ドローンやタブレット端末などの**ＤＸ技術を用いて効率化**を図る。

オ **施設の点検**は、点検項目や様式を統一し、**点検データの共同利用**および**緊急時の対応力強化**を図る。

【基本計画（1.1総務・経理・営業関係）】
（7）持続可能な事業運営やＳＤＧｓの達成のため、ＤＸやＧＸ等の積極的な推進及びＡＩの活用や水道事業に関する設備・機器情報や取扱うデータについて、横断的かつ柔軟に利活用する仕組みを検討する。
（1.2運転・管理関係）
（1）水道施設の維持管理や漏水修繕、給水施設の審査及び検査等の業務は、水道事業体ごとに基準や手法が異なるため、事業開始当初は各水道事業体の管轄範囲において実施し、日常業務の効率化を図るための業務体制を整備する。
（2）基幹浄水場等に集中監視体制を構築し、運転管理の効率化と監視体制の強化を図る。
（1.5官民連携）
（1）水道施設の維持管理や検針・料金徴収業務など業務の一部について、民間に委託することにより技術や知識の活用と業務の効率化を図る。

事業計画（案）の検討文案



検討（案）

3.5 運転・管理業務

(4) 水質検査

ア **水質検査体制**は、直営・委託を織り交ぜた効率的かつ**持続可能な体制**とし、**官民双方の人材育成や技術力の維持・向上**を図る。

イ **水質検査**は、災害時の**緊急対応による事業者との連携**なども考慮し、**業務委託を維持**する。

ウ **水質検査室**は、**事業開始時は３浄水場**（染屋、諏訪形、犀川）における**運用を継続する**が、**将来は地域間での融通を図り、統廃合**する。

エ **犀川浄水場**の水質検査室は**全エリアの拠点施設**と位置付け、水質基準項目、必要な水質管理目標設定項目、その他項目（クリプトスポリジウム※など）について、**直営で検査可能な体制**（職員および機器類など）**を維持**する。

※ 人や哺乳動物の小腸に寄生する３～８マイクロメートル 程度の原虫（寄生虫の一種）で塩素への強い耐性があり、通常の塩素消毒では死滅しない

【基本計画（1.2運転・管理関係）】
（3）水質管理業務については、適切かつ迅速な検査を実現するため主要な浄水場ごとの系統的な管理ができる体制とする。
（1.5官民連携）
（1）水道施設の維持管理や検針・料金徴収業務など業務の一部について、民間に委託することにより技術や知識の活用と業務の効率化を図る。

事業計画（案）の検討文案



検討（案）

3.7 システム整備

(1) システム基盤

企業団におけるネットワークや情報機器などのシステム基盤については、**強固なセキュリティ**および**安定した通信環境を確保**するとともに、国の標準化方針や制度改正、最新の技術動向などを踏まえつつ、**効率性、拡張性および経済性も考慮**し、**最適な基盤を構築**する。

【基本計画】　※該当なし

(2) 個別業務システムの統合

料金や会計などの各種個別業務システムは、**統合によるダウンサイジング**や**スケールメリット**による導入・維持管理および将来の更新を含めた**ライフサイクルコストの縮減が期待できる**ことから、利用者のサービス向上や業務効率化、人手不足への対策および持続可能な水道事業運営を推進できるように**優先順位を定め、それぞれ適切な時期に統合**する。また、統合にあたっては、将来的な拡張性や他システムとの連携を確保する観点から、水道標準プラットフォーム※の活用などによる**システム標準化・共通化についても検討**を行う。

※ 国が推奨するデータやシステムのルールを統一することで、異なるアプリケーション同士でもスムーズに情報を連携できる水道事業者向けのクラウド基盤

【基本計画】（1.1総務・経理・営業関係）

(6) 構成団体で利用している情報システム等は、水道利用者へのサービス向上や企業団の事業運営が効率化するよう優先度を定めて適切な時期に統合を進める。

(7) 持続可能な事業運営やＳＤＧｓの達成のため、ＤＸやＧＸ等の積極的な推進及びＡＩの活用や水道事業に関する設備・機器情報や取扱うデータについて、横断的かつ柔軟に利活用する仕組みを検討する。

(3) サイバーセキュリティ対策の推進体制

住民生活や経済社会活動に重要な影響を及ぼすことなく、安全かつ強靭で持続可能な水道サービス提供のため、組織的かつ計画的に**サイバーセキュリティ対策を推進できる体制を構築**する。

【基本計画】　※該当なし

事業計画（案）の検討文案



検討（案）

6 財政運営計画

6.1 財政運営

(1) 健全な財政運営の基本方針

ア 独立採算制の原則と経営基盤の強化

企業団の財政運営は、独立採算制の原則に則り、給水収益を主たる財源として適正な経常経費を賄うことを基本とする。将来にわたる**人口減少に伴う給水量の減**および**物価変動などによる事業費の増大**を見据え、**施設規模の適正化**（ダウンサイジング）や**業務の集約・効率化を推進**する。併せて、地域全体として効果の高い事業や脆弱箇所の強化に対して優先的に投資を行い、持続可能で強固な経営基盤を確立する。

イ 中長期的な財政収支の見通しと財政負担の平準化

将来の施設更新需要および**資本的支出の推移**を反映した中長期的な**財政収支の試算を実施**し、資金残高および企業債残高の適切な管理を行う。これにより、**特定年度への財政負担の集中を回避**し、**世代間負担の公平性を確保**しつつ、安定的な資金繰りと実質的な収支均衡を維持する。

【基本計画（3.1財政運営）】
（1）独立採算の原則により、水道料金によって健全経営を維持していくことを基本とする。
（2）水需要の減少に伴い、給水収益が減少する中で広域化による経営の効率化、水道施設の最適配置や規模の適正化を図り、経営基盤を強化する。

(2) 会計処理基準の統一

事業開始時から、勘定科目体系、減価償却方法、資産計上基準などの**会計処理基準を統一**する。
事業運営の透明性を確保するため、地域別・セグメント別の管理会計情報の把握手法についても、導入を目指し検討を行う。

【基本計画（1.1総務・経理・営業関係）】
（6）構成団体で利用している情報システム等は、水道利用者へのサービス向上や企業団の事業運営が効率化するよう優先度を定めて適切な時期に統合を進める。
（3.1財政運営）
（3）企業団の事業開始時に会計を統一することを目標とする。

事業計画（案）の検討文案

検討（案）

6.1 財政運営

(3) 資産・負債の承継および資金調達方針

ア 資産・負債の一括承継

企業団の設立に伴い、**事業開始時点**において旧事業体が保有する水道事業の用に供する**資産（水道施設、管路などの固定資産など）**およびこれに係る**負債（企業債残高、引当金など）**は、企業団が**一括して承継**する。

イ 団体間格差の取扱い

保有資産の経年化状況や内部留保資金、企業債残高など**旧事業体間の格差**は、**広域化による施設再編および中長期的な投資の最適化を通じて解消**するものとし、これを理由とする**構成団体一般会計からの個別財政補填は行わない**。

ウ 財政支援制度の活用

水道施設の**耐震化および強靭化を計画的に推進**するため、国の広域化関連支援制度（水道施設整備費国庫補助金など）を**最大限に活用**し、**財政負担の軽減を図る**。

エ 地域に根差した安定的な資金調達

施設整備などに係る資本的支出の財源は、地方公共団体金融機構資金などの公営企業債を基幹的財源として位置付ける。これに加え、**地域経済への貢献**および**資金調達手段の多角化**の観点から、**地元金融機関などからの長期借入金の活用を推進**し、地域社会と協調した**安定的な資金調達**を図る。

【基本計画（3.1財政運営）】

(4) 水道施設の更新事業を計画的に実施するための財源を確実に確保するとともに、広域化に係る国庫補助制度を有効活用し、補助期限である令和16年度までは広域化に資する事業、運営基盤強化に資する事業を優先的に実施する。

(6) 企業団は、各水道事業体の事業の用に供している資産及び負債を全て引き継ぐ。

(7) 事業統合時点で、各水道事業体の内部留保資金、企業債残高等に格差がある場合でも、これを平均化することを目的とした一般会計等からの補填は行わない。

事業計画（案）の検討文案

検討（案）

6.2 水道料金

(1) 料金算定の基本方針

ア 総括原価方式に基づく適正原価の算定

水道料金は、地方公営企業法に基づく能率的な経営の下における**適正な原価（総括原価方式）を基礎**とし、**将来の施設更新需要に対応**するための**資産維持費を適切に反映**した算定を行う。

イ 定期的な財政検証と改定手続きの確立

健全で持続可能な事業運営を担保するため、原則として**４年を１期とする計画期間ごとに**社会経済情勢の著しい変化や給水量の動向などを踏まえ、**経営戦略を改定する**。
料金改定の実施に際しては、**審議会の答申や構成団体との綿密な協議など**を経て、透明性と客観性を備えた手続きにより決定する。

【基本計画（3.2水道料金）】
(2) 健全で持続可能な水道事業を運営するため、４年に一度の料金の見直しを原則とし、将来的な施設更新を確実に実施するため、資産維持費を考慮した総括原価方式による算定を行う。

(2) 料金体系および水準の統一方針

ア 統一料金に向けた計画的移行

事業開始当初は旧事業体の料金体系を維持するが、将来的な**料金格差の是正**および**利用者の受益と負担の公平性**を確立するため、**段階的な水道料金の統一を目標**とする。料金統一の**移行時期**および**算定方法については**、財政シミュレーションの精査および審議会などにおける審議や答申を踏まえ、**中長期的な移行計画を策定**する。

イ 料金体系の標準化

現在、事業体間で異なっている口径別・用途別の区分体系、基本水量の設定、従量料金の累進構造などについては、**水需要の変化**や公営企業としての**公平性・明確性**を考慮し、**利用者に分かりやすい料金体系への再編・統合を検討**する。

【基本計画（3.2水道料金）】
(1) 水道料金の統一は、将来の物価変動等の状況を注視しながら定期的な検証を行う中で、早期実施を目標とする。なお、統一までは、各水道事業体の現行料金体系を維持することを基本とする。

事業計画（案）の検討文案

検討（案）

6.3 加入金、手数料など

(1) 給水装置工事に伴う加入金

新規給水装置工事に伴う加入金は、**事業開始時は**旧事業体の加入**金額を維持**するが、**統一時期は水道料金と合わせる**。

【基本計画（1.1総務・経理・営業関係）】
（4）事業開始当初は、料金収納や各種届出について事業統合前の各受付窓口を継続しサービスの向上に努める。

(2) 各種手数料

各種手数料は、設計審査、完成検査などに係る**経費を踏まえ**、**事業開始時から統一**する。

【基本計画（1.1総務・経理・営業関係）】
（4）事業開始当初は、料金収納や各種届出について事業統合前の各受付窓口を継続しサービスの向上に努める。
（5）料金や手数料等の納付における利便性向上のため、多様な収納方法を検討する。

6.4 一般会計繰出金

(1) 広域連携推進事業などに係る出資金・負担金

ア 国庫補助事業に伴う財源措置

広域化に伴う水道基盤強化および施設再編事業における**国庫補助金の適用に係る企業団負担分**については、**構成団体の一般会計出資金などを充当**する。

イ 公正な負担方法の設定

出資金などの**各構成団体の負担方法**については、重要協議事項に基づき、**構成団体間で合意されたルールを適用**する。

【基本計画（3.3一般会計繰出金）】
（1）国庫補助金を受けて広域化事業及び運営基盤強化等事業を実施する場合の財源措置として、一般会計出資金の負担方法をルール化する。
（2）構成団体が従前から負担している一般会計繰出金については、継続して繰り入れる。

事業計画（案）の検討文案



検討（案）

6.4 一般会計繰出金

(2) 繰出基準に基づく一般会計負担の原則

ア 基準内繰出金の継続的な措置

総務省通知「地方公営企業繰出金について」などに規定される**地方財政措置が講じられている経費**（消防用水などに係る消火栓維持管理費、資本費負担軽減措置など）については、公営企業の自立的運営を補完する適法な負担区分に基づき、**事業開始後も継続して各構成団体の一般会計から企業団へ繰入**措置を講じる。

イ 国の制度改正・財政措置に連動した負担の見直し

水道事業を取り巻く経営環境の変化に伴い、将来的に**国における地方財政措置**（公営企業繰出基準や地方交付税措置など）が**改正・新設**された場合は、各構成団体は当該法令・通知などの基準に沿って、**必要な財政支援および負担のあり方を適切に見直し**、所要の措置を講じるものとする。

ウ 一般会計からの財政支援に係る協議・調整

一般会計からの繰出金および出資金の予算措置にあたっては、長野県および市町などの**全体的な財政状況、地域間の負担均衡**に配慮し、構成団体の**財政当局と事前に十分な協議**および**合意形成**を図るものとする。

【基本計画（3.1財政運営）】
（8）企業団の経営基盤強化のため、一般会計出資金の活用を見込む。
（3.3一般会計繰出金）
（2）構成団体が従前から負担している一般会計繰出金については、継続して繰り入れる。

参考　今後の協議の進め方



スケジュール（案）

R8.11.11(水)上田長野地域水道事業広域化協議会

R７ | R８.11～

基本的方針や事項をまとめた指針

基本計画 合意

協議会
重要協議事項 および 事業計画（案） 検討状況報告

議会
重要協議事項 および 事業計画（案） 説明・報告

重要協議事項 および 事業計画（案） 協議
随時開催

重要協議事項 および 事業計画（案） 説明・報告

事業計画（案） 策定

事業計画（案） 協議

事業計画（案）等 説明・報告

住民説明

住民や議会の意見を反映
随時
協議会で協議
議会へ
説明・報告

事業計画 協議・合意

企業団設立に関する 議決

企業団 設立

企業団議会 条例・予算 議決

現行条例の廃止 議決

企業団 事業開始

基本計画では、基本計画合意から２～３年後を目途として企業団設立と規定

協議の進め方

重要協議事項

検討・一定の取りまとめ → 整理できた項目を計画(案)に反映

事業計画（案）

検討・取りまとめ → 関係する部分を計画(案)に反映

業務の共同化

検討・協議　例）緊急資材・薬品・備品の共同購入および管理、システムや電子申請など

→ 住民や議会の意見を反映